



平成27年5月8日

各 位

会社名 株式会社バイテック
代表者名 代表取締役会長兼社長 今野 邦廣
(コード番号 9957 東証第一部)
問合せ先 執行役員 成瀬 達一
(TEL. 03-3458-4621)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の当社定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日付の「持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結および商号の変更に関するお知らせ」において開示のとおり、当社は、平成27年10月1日を効力発生日として持株会社体制へ移行する予定です。これに伴い、平成27年10月1日をもって現行定款第1条(商号)および第2条(目的)を変更するものであります。なお、当該定款変更につきましては、必要に応じ所管官公庁の許認可を得て、上記吸収分割の効力が発生することを条件として変更の効力が生じるものとします。
- (2) 平成27年1月28日付の「会社分割による持株会社体制への移行およびコーポレート・ガバナンス強化に関するお知らせ」において開示のとおり、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設ならびに関連する規定の変更を行うものです。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会	平成27年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日(上記1.(2)に係る変更)	平成27年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日(上記1.(1)に係る変更)	平成27年10月1日(予定)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社バイテック</u> と称し、英字では <u>V I T E C C O. , L T D.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社バイテックホールディングス</u> と称し、英字では <u>V I T E C H O L D I N G S C O. , L T D.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当会社は、 <u>次の事業を営むこと</u> を目的とする。 (1) エレクトロニクスに関連する部品、原材料、副資材、 <u>機器</u> の販売、開発、製造、輸出入およびメンテナンス業務 (2) 環境エネルギー分野におけるコンサルティングおよび商品・サービスの提供、 <u>管理</u> 業務 (3) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売、 <u>保守管理</u> 等に関する業務 (4) インターネットを利用した情報提供・商取引およびその代行業務 (5) コンピューターソフトウェアの開発、作成、販売ならびに輸出入業務 (6) 物流センターの管理・運営および物流情報の収集処理業務 (7) 一般および特定労働者派遣事業 (8) 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当会社は、 <u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること</u> を目的とする。 (1) エレクトロニクスに関連する部品、原材料、副資材 <u>および</u> 機器の販売、開発、製造、輸出入およびメンテナンス業務 (2) 環境エネルギー分野におけるコンサルティングおよび商品・サービスの提供 <u>および</u> 管理業務 (3) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売 <u>および</u> 保守管理等に関する業務 (4) 農業の経営、農産物の生産、管理、加工 <u>および</u> 販売（農業生産法人） (5) インターネットを利用した情報提供、商取引およびその代行業務 (6) コンピューターソフトウェアの開発、作成、販売 <u>および</u> 輸出入業務 (7) 物流センターの管理、運営および物流情報の収集処理業務 (8) 一般および特定労働者派遣事業 (9) 中古品の買取り販売（古物商業） (10) 前各号に付帯する一切の業務
第3条 (条文省略)	2 当会社は、前項各号に掲げる事業を自ら営むことができる。
(機関)	第3条 (現行どおり) (機関)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め</u>取締役会の定める取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>予め</u>取締役会が定める取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故あるときは、<u>予め</u>取締役会の定めた順序にしたがい、他の者がこれにあたる。</p>	<p>第5条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ</u>取締役会の定める取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>あらかじめ</u>取締役会が定める取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故あるときは、<u>あらかじめ</u>取締役会の定めた順序にしたがい、他の者がこれにあたる。</p>
<p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第18条 当会社の<u>取締役</u>は15名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第18条 当会社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>（以下「<u>監査等委員でない取締役</u>」といふ。）は15名以内とする。</p> <p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は10名以内とする。</u></p> <p>3 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>4 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>5 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
(新設)	(解任方法)

現 行 定 款	変 更 案
	<p>第<u>19</u>条 取締役は、株主総会において解任する。</p> <p>2 監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
(任期)	(任期)
<p>第<u>19</u>条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第<u>20</u>条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
(役付取締役)	(役付取締役)
<p>第<u>20</u>条 取締役会はその決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第<u>21</u>条 取締役会はその決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
第 <u>21</u> 条 (条文省略)	第 <u>22</u> 条 (現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
<p>第<u>22</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第<u>23</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p>
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第26条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p><u>第25条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p>	<p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p>
<p>第28条～第30条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集および議長)</p> <p>第30条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会の定める監査等委員が議長となる。</p> <p>2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
第33条～第34条 (条文省略)	(削除)
第35条～第36条 (条文省略)	第32条～第33条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第38条～第41条 (条文省略)	第35条～第38条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。
	第2条 第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、平成27年10月1日をもって効力が生じるものとする。
	第3条 前条および本条は、平成27年10月1日をもってこれを削るものとする。

以 上